

茨城県最低賃金

使用者も労働者も
必ず確認！最低賃金

令和3年10月1日から

時間額 879 円



*年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆様へ

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

詳しくはこちら

[業務改善助成金のご案内](#)

動画「業務改善助成金のご案内」
(厚生労働省 YouTube)



制度・概要編



申請・手続き編

雇用調整助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

詳しくはこちら [最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の要件緩和について](#)

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくはこちら [茨城働き方改革推進支援センター](#)

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくはこちら [働き方改革推進支援資金](#)